

○モデル審査基準（犯罪被害者等給付金の支給についての裁定）新旧対照表

改正後 審査基準	現行 審査基準
別紙	別紙
第5 他の法令による給付等との関係	第5 他の法令による給付等との関係
1 法第7条第1項の給付等	1 法第7条第1項の給付等
(1) (略)	(1) (略)
(2) 災害給付に相当する金額	(2) 災害給付に相当する金額
ア (略)	ア (略)
イ 災害給付に相当する金額の算定方法	イ 災害給付
<p>a (略)</p> <p>b aに掲げる場合以外の場合 aに掲げる場合以外の場合としては、災害給付が年金の方式で行われるべき場合が典型的な例であるが、このほか年金と一時金との組み合わせの方式で行われるべき場合（年金について前払一時金又は差額一時金が支給される場合）等がある。 このような場合には、<u>災害給付が行われるべき事由が生じた時における法定利率を用いた単利の方法により、将来にわたり支給を受けるべき災害給付の額の現在価値を求め、その額を当該災害給付に相当する金額とする。</u> この算定方法を示したものが、規則第13条第1項後段の規定であるが、災害給付が年金の方式で行われる場合を例にして、これを式で表わすと次のようになる。 災害給付に相当する金額</p> $= \sum_{t=1}^n \frac{k}{1+p \times t}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>kは、災害給付に係る調整基礎額 nは、災害給付が行われるべき事由が生じた時からその給付が行われることがなくなる時（例えば、受給権者の死亡の時）までの期間（例えば、受給権者の平均余命）の年数（1年未満は切捨て） pは、災害給付が行われるべき事由が生じた時における法定利率である。</p> </div> <p>災害給付に相当する金額の算定は、この式によって行うべきものであるが、実際には、<u>別途警察庁長官官房給与厚生課長から通知する「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数を用い、次の計算式によって行うことが便利である。</u> 災害給付に相当する金額</p> $= k \times r$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>kは、災害給付に係る調整基礎額 rは、「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数この場合における年数は、上記計算式におけるnである。</p> </div>	<p>a (略)</p> <p>b aに掲げる場合以外の場合 aに掲げる場合以外の場合としては、災害給付が年金の方式で行われるべき場合が典型的な例であるが、このほか年金と一時金との組み合わせの方式で行われるべき場合（年金について前払一時金又は差額一時金が支給される場合）等がある。 このような場合には、法定利率を用いた単利の方法により、将来にわたり支給を受けるべき災害給付の額の現在価値を求め、その額を当該災害給付に相当する金額とする。 この算定方法を示したものが、規則第13条第1項後段の規定であるが、災害給付が年金の方式で行われる場合を例にして、これを式で表わすと次のようになる。 災害給付に相当する金額</p> $= \sum_{t=1}^n \frac{k}{1+0.05 \times t}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>kは、災害給付に係る調整基礎額 nは、災害給付が行われるべき事由が生じた時からその給付が行われることがなくなる時（例えば、受給権者の死亡の時）までの期間（例えば、受給権者の平均余命）の年数（1年未満は切捨て）である。</p> </div> <p>災害給付に相当する金額の算定は、この式によって行うべきものであるが、実際には、「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数を用い、次の計算式によって行うことが便利である。 災害給付に相当する金額</p> $= k \times r$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>kは、災害給付に係る調整基礎額 rは、「法定利率による単利年金現価係数表」の年数に応じる係数この場合における年数は、上記計算式におけるnである。</p> </div>

(表を削除)

法定利率による単利年金現価係数表

年数	係 数	年数	係 数	年数	係 数
1	0.952	23	15.045	45	23.251
2	1.861	24	15.500	46	23.534
3	2.731	25	15.944	47	23.832
4	3.564	26	16.379	48	24.126
5	4.364	27	16.804	49	24.416
6	5.134	28	17.221	50	24.702
7	5.874	29	17.629	51	24.984
8	6.589	30	18.029	52	25.261
9	7.278	31	18.421	53	25.535
10	7.945	32	18.806	54	25.806
11	8.590	33	19.183	55	26.072
12	9.215	34	19.554	56	26.335
13	9.821	35	19.917	57	26.595
14	10.409	36	20.275	58	26.852
15	10.981	37	20.625	59	27.105
16	11.536	38	20.970	60	27.355
17	12.077	39	21.309	61	27.602
18	12.603	40	21.643	62	27.846
19	13.116	41	21.970	63	28.087
20	13.616	42	22.293	64	28.325
21	14.104	43	22.611	65	28.560
22	14.580	44	22.923		